

## IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会（第5回）議事概要

1 日時：平成18年3月28日（火）15：00～17：00

2 場所：低層棟1階 総務省第1会議室

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

依田 高典、酒井 善則（座長代理）、佐藤 治正、菅谷 実、関口 博正、東海 幹夫、林 敏彦（座長）、藤原 まり子、舟田 正之、増野 大作

(2) 総務省

須田 総合通信基盤局長、寺崎 電気通信事業部長、谷脇 料金サービス課長、泉 料金サービス課企画官、鈴木 事業政策課長、大橋 データ通信課長、渡辺 電気通信技術システム課長、古市 消費者行政課長、門馬 番号企画室長、湯本 事業政策課調査官、片桐 料金サービス課長補佐、横手 同課長補佐、西潟 同課長補佐、白井 同課長補佐

4 議題

(1) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点について

(2) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について

5 議事要旨

(1) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点について

○ 事務局より「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点」について説明。

○ 主要論点（第1次案）中、項目1、2、3及び5について議論が行われ、今後も引き続き各論点について議論を深めることとされた。また、項目4については、次回の懇談会で採り上げることとされた。

○ 主要論点の各項目に関する構成員の主な発言は以下のとおり。

**[1. IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性]**

- ・ 今までの競争政策については、どちらかと言えばハードウェア、つまり物理的な設備に着目して議論をしてきたと認識しているが、Web2.0を挙げるなどソフトウェアにも踏み込んだ議論も想定しているとの印象を受ける。
- ・ 従来の競争政策は、NTT東西のようなボトルネックを保有する事業者との競争をどう確保すべきか議論をしてきたが、垂直統合については、ボトルネックかどうかは別として、モバイル系の方が進んでおり、どのようにオープン性を保っていくかという議論も考えられる。

**[2. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方]**

- ・ 将来的には、垂直統合されたビジネスの持つ市場支配力をどう取り扱うかについて検討しなくてはならないだろう。
- ・ 垂直統合型のビジネスモデルについては、下位の通信レイヤーで市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の取扱いが当面の問題となろうが、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者が通信レイヤーに進出する場合についても将来的には議論となり得るので、現時点で問題意識を持つことは適当。
- ・ 時間軸の考え方としては、2010年代初頭を目安にするということで、今後5年後くらいまでを見通した上で検討が必要となる可能性のある事項を洗い出し、これらについて検討を深めていくという整理でいかがか。
- ・ 接続のように、それを専門に検討する場が既にあるものもある。本懇談会とこれらの専門的な議論を行う場との切り分けを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 本懇談会では、IP化の進展に対応した競争ルールの検討にあたり、重要な論点が抜け落ちていないか、という視点の議論が必要。将来重要になるものであれば本懇談会で議論し、最終的な政策決定に当たっては、情報通信審議会等の審議会で審議していただくことになるだろう。

### [3. 今後の接続政策の在り方]

- ・ 2010年に向けて競争ルールの在り方を検討した後に適用される競争ルールについて、毎年、又は一定の期間ごとにどのようにレビューするのかを今のうちから明確にしておいた方がよい。
- ・ 情報通信審議会の接続委員会のような専門的な場においては、NTTの接続料等の個々の案件が現行制度の枠組みに適っているかを判断することが多く、ある意味、部分としての最適解を求める作業をしている。その意味では本懇談会では競争政策の在り方という全体的な視点に立った議論の中で接続がどう位置付けられるべきかについても議論していただけると期待している。
- ・ 事業者からのヒアリングで感じたのは、いまだにNTTガリバー論が非常に強いこと。競争は進展していても、設備のボトルネック性が諸外国以上に日本ではまだ大きいのではないか。何が本当にボトルネックなのか等について整理しなくては今後のNTTの上位レイヤー進出の是非の議論ができないのではないか。
- ・ NTT東西の平成19年度までの固定電話の接続料の算定方法は決まっているが、その後の在り方についてどう整理するのかについては本懇談会の議論を反映する必要がある。
- ・ 現在はNTTの持つボトルネックに規制をかけることで競争ルールが成り立っているが、ボトルネック性やガリバー性を解消するような競争政策があればNTTはもっと自由に上位レイヤーに進出できるのではないか。他方、PSTNのボトルネックは最後まで残るだろうが、この部分をどう取り扱うのかについては懇談会で議論も必要。議論する方向は様々あると思う。
- ・ 構造問題に関しては、通信・放送の融合の在り方に関する懇談会に議論を委ね、本

懇談会では、構造がどうあれ、競争ルールはどうあるべきかを議論することが重要ではないか。

- ・ N T T のドミナンスが残っている背景には何か根本的な問題があるはずである。何が問題なのかを突き止め、問題点を整理するためには、N T T の会計データをきちんと把握し、会計の区分をしっかりと行うことが必要。接続会計を導入してから年月が経つが、これについての根本的な見直しはなされていない。大きな視点の下での会計の体系の在り方や会計制度の在り方について本懇談会を通じて方向性を見出す必要があるかではないか。
- ・ ヒアリングで構造分離の意見が出てきた背景には、対N T T との競争における不公平性という問題があるのではないか。N T T 以外の事業者の方々からは、ジャンパ工事や電柱添架など現場レベルで公正な競争市場が確保されていないとの意見が多く見られた。
- ・ 既存のネットワークでの問題が I P 網に移行してさらに大きくなるものもあれば、I P 網に移行したことによって従来はなかった問題点が新たに発生するということもあり得る。こうした点についても整理しておく必要がある。
- ・ N T T とサービス競争をしている事業者が設備競争も行うかはその事業者の経営判断だが、設備競争を促進してもボトルネック性が残るのか検証を行い、残らないのであればボトルネック規制を解除していくというのが基本的な考え方ではないか。
- ・ 第一種指定電気通信設備制度に関し、N T T 再編成から時間が経ちN T T 東西の子会社等との取引や連携が増えていることも事実。N T T 東西の会計だけではドミナンス性を判断することが難しくなっている。これは、電力系事業者やN C C にも通じる問題であるが、ドミナンス性を判断するに当たって、今後、これらの事実を反映した分かりやすい会計の資料をいただきたい。
- ・ 情報通信審議会（接続委員会）と本懇談会との切り分けについては、例えばL R I C の個々のパラメータは接続委員会で議論するが、基本的な考え方（例えば、光とメタルの総計でボトルネック性を判断するのが適当か、L R I C を用いることが適当かといった問題）を本懇談会で議論していくという切り分けになるのではないか。

#### [5. IP 化の進展に対応したその他の政策課題]

- ・ ネットワークの中立性については、I P ネットワーク上のコンテンツやアプリケーションの分野での技術革新と、ブロードバンド料金が原則定額制になっていることの二つの問題があると考える。
- ・ ネットワークの中立性に関し、通信網増強に係る費用負担が今後問題となろうが、I P 化されたブロードバンドサービスの利用実態をどう測るかが大きな問題。P S T N の場合はトラフィックの把握により利用実態が明確であったが、I P 化されると経路も通信量も分からない。P S T N と I P 網の間の費用負担については、I P 網部分の負担をどう算定するのか、また、I P 網に移行した後は全体のトラフィックである分母をどう設定するか、通信量に対する課金や事業者間の利害調整をどう

するかも問題となる。そのため、IP網におけるトラフィック計測をどうするかが大きな課題。

- ・ヘビーユーザ、ライトユーザをどう定義するのか、又、これらのユーザがどういった使い方をしているのか等の事実認定のための基本的なデータの収集が必要。これらのデータが本質的に得られないのであるならば、政策の検討に当たって別の視点が必要。
- ・端末レイヤーについて、携帯電話市場における販売奨励金をどう考えるか。携帯電話網は最もオープン性がない垂直統合モデルになっている。販売奨励金に関しては、事業者からの意見だけを参考にすると、偏った議論になる可能性がある。以前、英国で販売奨励金に関して厳しい規制をかけたという事例があったので、諸外国における議論も紹介していただきたい。
- ・販売奨励金自体は携帯電話サービスの普及という目的があって行われてきたのであろうが、各携帯事業者が販売奨励金の廃止について囚人のジレンマのような状況に陥っているのであれば、その解消のために本懇談会で議論するのも一案ではないか。一方で、端末メーカーの国際競争力に及ぼした影響についても併せて議論すべき。

(2) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について

- 事務局より「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について」に沿って説明。
- ユニバーサルサービス制度の在り方を追加意見招請の項目に加え、事務局において1か月程度の期間にわたり追加意見招請を行うこととされた。
- 構成員の主な発言は以下のとおり。
  - ・ユニバーサルサービス基金の制度については今まさに動き出そうとしているが、IP化の進展に対応した競争ルールの中での新しいユニバーサルサービスの概念を議論することが、現行制度をどう継承していくかに大きな示唆を与えてくれると考えている。追加意見招請の項目に加えてはどうか。
  - ・ユニバーサルサービス制度の在り方を追加意見招請項目に加えることに賛成。ユニバーサルサービスとデジタル・ディバイドを分けて考えるというのも一つのアイデア。2010年の段階ではまだIP網とPSTNが併存していると考えるが、その段階でのユニバーサルサービスについて事業者がどう考えているのか、これまでに出された意見からはよく見えてこないなので意見を聞いてみたい。

(3) その他

次回の懇談会は、4月26日(水)10:30~12:30を予定。詳細は別途HPに掲載。

以上